

高齢者関係資料

雇用保険における高齢者の取扱いについて

現行の適用について

- 65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされている。
(雇用保険法第6条第1号)
- 被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者は高年齢継続被保険者とされている。(法第37条の2)
- 64歳以上の高年齢労働者については、保険料の納付及び負担を免除することとされている。
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律)

現行の給付について

- 一般被保険者のうち、60歳以上65歳未満の者における基本手当の給付日数は、被保険者であった期間に応じ、90日～240日となっている。
- 受給資格を満たす高年齢継続被保険者については、高年齢求職者給付金が支給されることとされている。(法第37条の3)
 - ・ 受給資格：離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。
 - ・ 給付額：被保険者であった期間が①1年以上の場合は50日分、②1年未満の場合は30日分
- 60歳時点に比べて賃金額が25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者(被保険者期間が5年以上である60歳以上65歳未満の被保険者)については、高年齢雇用継続給付が支給されることとされている。
 - ・ 給付額：60歳以後の賃金の15% (賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%～75%にあたる場合は逡減した率)
 - ・ 支給期間：65歳に達するまでの期間

昭和59年改正における65歳以上の者の適用除外の考え方

経緯

- 昭和59年の雇用保険法改正により高年齢求職者給付金制度が創設される以前は、雇用保険制度に高齢者による別段の取扱いはなく、一律に被保険者としての取扱いがされていた。

- **高年齢求職者給付金制度の創設（昭和59年 雇用保険法改正）**

人口の高齢化による高年齢労働者の増加傾向が今後も予想される中で、65歳以上の高齢者については、労働生活から引退する者が大半であり、就業を希望する場合でも短時間就労や任意就業等の形態の就業を希望する者が半数以上を占め、特に、65歳以降新たにフルタイムの普通勤務に就き、その後、離職して再びフルタイムの雇用に就くための求職活動を行う例は極めて少ないという実態に即した制度設計とするため、高年齢求職者給付金制度が創設された。

また、高年齢求職者給付金制度の創設と併せて、65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされた。

昭和59年改正当時の雇用保険部会報告書

中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告書（昭和58年12月27日）（抄）

一 はじめに

・現行雇用保険制度の抱えている問題点及びそれを是正するために何らかの対応策を講ずる必要があるという点については概ね意見の一致をみた。しかし、具体的な対処の内容については、今後労働省において具体的成案を作成しそれに基づきさらに論議を深めていく必要があるとの合意の下に、とりあえず次のとおり論議の結果をとりまとめた。

（中略）

なお、労働者側委員の一人から意見書が提出されたので添付する。また、他の労働側委員の一人から高年齢者についての見直しに当たっては慎重を期する必要があるとの意見があった。

三 現行雇用保険制度の問題点

2 引退過程にある者の取扱いについて

高年齢者の離職後の雇用ニーズは、必ずしもフルタイム雇用だけではなく、短時間の就労や趣味、経験等を生かした自由な就業など多様化しており、また再就職することなく労働生活から引退する者もある。しかしながら、現行の給付体系はフルタイム雇用を前提としており、若年者と同一の給付の仕組みとなっている。このためこれらの者の引退志向や多様な就業ニーズに対応できない結果となっている。

四 問題点に対する対処の方向

2 現行雇用保険制度について見直すべき点

（2）引退過程にある高年齢労働者の引退志向や多様な就業ニーズに対応するよう次の措置を講ずる。

- ① 高年齢被保険者の保険料免除について見直しを行う。
- ② 65歳以上の者に関する被保険者資格及び給付の仕組みについて見直しを行う。
- ③ 真に求職活動をしたときから受給することができるようにするため、定年退職者等の受給期間の見直しを行う。

（3）高年齢者の職業生活からのなだらかな引退を可能とするための施策を充実する。

（別添）意見書（労働側委員 馬谷佳克）（抄）

4 さらに、雇用保険制度の改革をめぐる主要な意見、問題点をあげると以下の通りである。（中略）⑤高齢化社会の対応を考慮して現行雇用保険制度へ移行した経緯も十分ふまえ、今後の制度のあり方を考えるべきこと、（中略）⑦労働者の引退年齢には個人差が大きく、65歳を引退年齢と決めることはできないこと。

昭和59年「雇用保険法の一部改正案に関する中央職業安定審議会答申」

雇用保険法の一部改正案に関する中央職業安定審議会答申（昭和59年2月10日）（抄）

諮問された改正案は、今後の雇用失業構造の変化に対応しつつ、現行雇用保険制度を効果的に機能させることを意図したものとして、了解できる。ただし、労働側委員からは、賃金日額の算定基準から臨時に支払われた賃金及び賞与等を削除する点、並びに65歳以降に再就職した者を被保険者から除外する点については賛成できない、また高年齢者の保険料免除を廃止した上で高年齢者給付金と基本手当とは本人の選択に任せるべきであるという意見が表明された。確かに受給者の一部に若干の不利が生ずるおそれもあるが、現下の雇用失業情勢その他の諸事情からいって、今回の改正案は、やむを得ないとするのが多数意見である。

昭和59年改正の国会での質疑①

昭和59年4月17日（衆）社会労働委員会

○池端清一委員（日本社会党）

特に、次に触れたいことは、五十年改正でも強調されておりました中高年齢者等就職困難な人たちに手厚い方針であったものが、今度は六十五歳以降新たに就職した者に対しては雇用保険は適用しない、こういう措置になっておるのです。高齢者を優遇するのだ、こう言いながら、一方では六十五歳以上新たに就職した者については適用しない。これは年齢差別ではないですか。高齢者切り捨てではないですか。言うこととやることが違うじゃないですか。私はそう申し上げたいのですが、どうですか。

●加藤孝職業安定局長

今回、六十五歳以降新たに雇用された人たちを被保険者としないということにしましたのは、六十五歳以上の人たちは一般には引退過程にある人たちでございまして、したがってフルタイムの常用雇用を希望する人よりは、むしろ短時間勤務だとかあるいは任意就業とかこういうようなことを希望する人が多いとか、あるいはそのまま引退することを希望する人も多い、こういう実態を踏まえたこともありまして、労働省としては、五十五歳以上の高齢者対策について懸命に、なお定年延長の促進であるとかあるいはまた六十歳台前半層の雇用就業対策の促進であるとかをやっておりますが、六十五歳以上になりますと、その辺は一般的には引退過程にある、こういう実態を踏まえたものであるわけでございまして。高齢者のそういうニーズに合わせまして、フルタイムの就業というものを対象とする雇用保険制度において、これはなかなか十分に対応できないという面もあるわけでございまして。そういう意味で、今後、こういう高齢者が現実に六十五歳以上になられますと、フルタイムの職業につく、そしてそこで一年以上勤務して、また再び離職をされてフルタイムの就業を希望される、こういうケースというものが一般的には非常に少なくなってきたおる、こういうような実態を踏まえまして、こういう雇用保険制度の対象からは除外していく。しかし、こういう人たちで実際に六十五歳を超えた方でも、なお就業をいろいろ希望される方はあるわけでございまして。そういう任意就業の形、短時間就業の形、いろいろございまして。また、中にはフルタイムの雇用を希望される方も、数は、率は落ちますがあるわけでございまして。こういう方たちに対しましては、もちろん国といたしまして、安定所というものを通じましての職業紹介上、できるだけのお世話をする努力はしていく。あるいはまた、現在全国二百七十都市におきまして、安定所と市と共同いたしまして高齢者職業相談室というものを設置しておるわけでございまして、そういうところにおいて、紹介とか相談というようなことでの高齢者の就業の促進という面での御援助はいろいろ申し上げていきたい。こういうようなことでおるわけでございまして。

昭和59年改正の国会での質疑②

昭和59年4月17日（衆）社会労働委員会

○池端清一委員（日本社会党）

六十五歳以上の高齢者は雇用からの引退過程にあるものだというふうに決めつけることが私はおかしいと思うのですよ。人それぞれには個人差がございます。引退するかどうかは個人の選択にゆだねてしかるべきものではないでしょうか。それをもう、六十五歳以上は引退過程にあるのだから、そして年金生活でやっていきなさいと、引退志向を促すがごときやり方というのは、私は憲法二十七条に言ういわゆる勤労権の否定だと思えます。再三労働省は、六十五歳以上は引退過程ということを強調されますけれども、私はそのことには絶対納得できないわけでございます。（中略）そういう人たちを一律に引退過程にあるというふうに決めつけること、これは高齢者対策ではないのではないですか。大臣、どうですか。高齢者対策を充実強化するということと現に行おうとしていることにあなたは矛盾を感じないのかどうか、その点をはっきりとお聞かせ願いたいと思います。

●坂本三十次労働大臣

人生五十から人生八十になったのですから、それは今おっしゃったように、人に雇われたいという人が四六%、しかも自分で相変わらずフルタイムで働きたいという人も十数%、二〇%近く、一六%あるという、それはまあそうでしょうね。その人たちのためには、労働省といたしましてもできるだけのことをしたいと今政府委員が答弁をいたしておりますが、一六%、ほとんど多数がフルタイム希望というわけではないわけでございますから、そここのところの兼ね合いでございますけれども、この雇用保険制度はフルタイムを一応前提にしておるものでございますから、その中で十数%ということになると率が非常に低い。薄情なわけではないのでありまするが、政策の重点を置くにはちょっとウエートが低いのではないかと。限られた能力と財政の中で重点を志向するのは、やはり六十五以上よりも六十から六十五歳、この辺に今最重点を置いておる。それから、これはもう大分動いておりますけれども、六十までの定年延長をしなければならぬ。そういうふうに重点が向いた結果、六十五歳以上の方々に対する施策というものは、今局長が申し上げたようなことになっておるのではなからうかな。決して比率が少ないからといって切り捨てをするつもりはございませんけれども、その前にもっとやはり、六十歳台前半層に精力をつぎ込んでいかないと大変なことになるというそっちの方の危機感が強かった結果、今の局長のような答弁になったのだと私は思っております。

適用範囲の変遷の比較

昭和50年～

- ・所定労働時間: 通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・年収: 52万円以上
- ・雇用期間: 反復継続して就労する者であること



平成元年～

- ・週所定労働時間: 22時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)
- ・短時間労働被保険者区分の創設



平成6年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



平成13年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: (年収要件を廃止)
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



<平成19年改正>

- ・短時間労働被保険者区分の廃止



平成21年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 6か月以上(見込み)



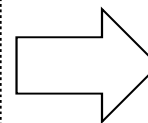
平成22年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 31日以上(見込み)

※厚生年金、
健康保険
(被用者保険)

【昭和55年～】

健康保険及び厚生年金保険について、通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば適用されることを明確化(内かん)



【平成28年10月～】

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・賃金月額: 8.8万円以上
- ・学生は除外
- ・勤務期間: 1年以上(見込み)
- ・従業員規模501人以上の企業

高年齢継続被保険者数の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	被保険者数	
		前年度比
平成17年度	681,532	6.5
平成18年度	749,582	10.0
平成19年度	829,458	10.7
平成20年度	911,842	9.9
平成21年度	941,940	3.3
平成22年度	946,528	0.5
平成23年度	971,722	2.7
平成24年度	1,106,958	13.9
平成25年度	1,260,554	13.9
平成26年度	1,432,663	13.7

(注)各年度の数値は年度間平均値である。

【月別】

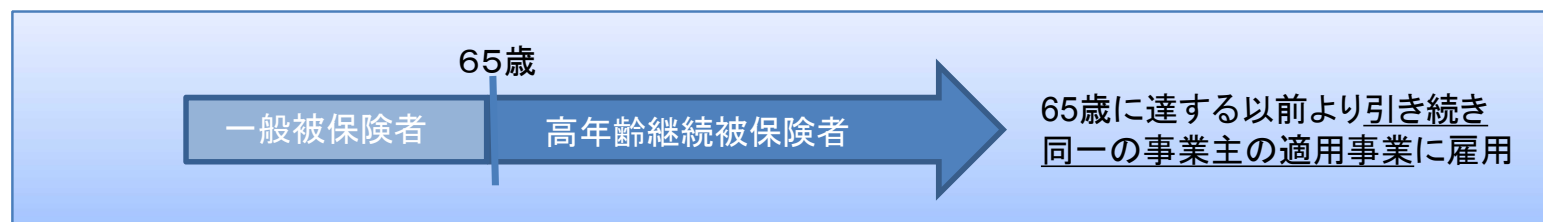
(単位：人、%)

	被保険者数	
		前年比
平成25年 9月	1,245,217	13.6
10月	1,256,928	13.3
11月	1,277,973	13.3
12月	1,299,070	13.2
平成26年 1月	1,328,363	13.0
2月	1,353,821	12.9
3月	1,374,510	12.7
4月	1,329,635	13.3
5月	1,342,583	13.4
6月	1,357,291	13.4
7月	1,373,605	13.6
8月	1,396,607	13.8
9月	1,419,844	14.0
10月	1,434,237	14.1
11月	1,459,176	14.2
12月	1,484,504	14.3
平成27年 1月	1,508,318	13.5
2月	1,533,857	13.3
3月	1,552,297	12.9
4月	1,490,352	12.1
5月	1,500,135	11.7
6月	1,510,713	11.3
7月	1,524,425	11.0
8月	1,544,550	10.6

高年齢求職者給付金の概要

65歳以上の適用

- 65歳に達した日以後に雇用される者（適用除外）
- 同一の事業主の適用事業に65歳に達した日前から引き続いて雇用されている被保険者（高年齢継続被保険者）



給付金の概要

高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

高年齢求職者給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成17年度	108,194	△1.7	23,630,192	△2.6
平成18年度	109,877	1.6	23,870,545	1.0
平成19年度	114,024	3.8	24,799,937	3.9
平成20年度	134,569	18.0	29,085,114	17.3
平成21年度	163,892	21.8	34,937,954	20.1
平成22年度	147,771	△9.8	30,969,346	△11.4
平成23年度	158,738	7.4	33,032,015	6.7
平成24年度	181,380	14.3	38,979,983	18.0
平成25年度	198,709	9.6	42,734,840	9.6
平成26年度	220,869	11.2	48,159,855	12.7

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【月別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成25年 9月	12,413	7.2	2,580,544	6.5
10月	15,173	2.9	3,241,790	2.9
11月	13,218	△1.7	2,776,354	△1.7
12月	9,684	11.1	2,018,259	10.6
平成26年 1月	13,469	11.1	2,900,382	11.0
2月	13,584	0.4	2,882,863	△0.2
3月	13,023	△0.1	2,679,458	△0.9
4月	32,961	0.7	7,362,966	0.7
5月	35,101	4.9	7,710,286	5.3
6月	17,181	19.4	3,709,041	21.0
7月	16,691	11.9	3,674,926	14.1
8月	14,123	11.6	3,097,295	13.2
9月	14,715	18.5	3,127,295	21.2
10月	18,310	20.7	3,983,853	22.9
11月	14,324	8.4	3,082,145	11.0
12月	11,522	19.0	2,466,808	22.2
平成27年 1月	14,923	10.8	3,290,360	13.4
2月	16,106	18.6	3,490,411	21.1
3月	14,912	14.5	3,164,469	18.1
4月	35,545	7.8	8,081,855	9.8
5月	38,852	10.7	8,763,447	13.7
6月	20,155	17.3	4,425,776	19.3
7月	17,752	6.4	3,933,047	7.0
8月	13,876	△1.7	3,046,248	△1.6

高年齢雇用継続給付の概要

給付金の種類と額

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

60歳以後の各月の賃金の15%

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は遞減した率【右図参照】

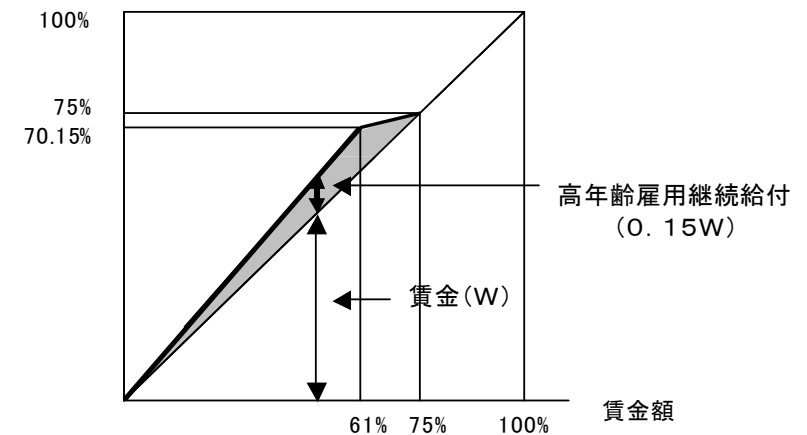
※賃金と給付の合計が月額34万1,015円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

※②は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)

賃金額+給付額



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

(参考) 主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)
給付率	<p>賃金の原則 25%</p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80-85% : 給付額は遞減 ・ 85%以上 : 支給しない 	<p>賃金の原則 15%</p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70.15-75% : 給付額は遞減 ・ 75%以上 : 支給しない

高年齢雇用継続給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成17年度	103,857	△12.9	125,532,735	△9.6
平成18年度	125,382	20.7	110,503,006	△12.0
平成19年度	179,400	43.1	112,548,921	1.9
平成20年度	199,806	11.4	124,820,924	10.9
平成21年度	222,292	11.3	142,429,168	14.1
平成22年度	199,369	△10.3	154,719,011	8.6
平成23年度	195,503	△1.9	171,147,002	10.6
平成24年度	188,726	△3.5	174,502,765	2.0
平成25年度	180,330	△4.4	173,355,454	△0.7
平成26年度	178,165	△1.2	173,713,743	0.2

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【月別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成25年9月	12,082	△5.4	15,001,063	△0.7
10月	11,754	△3.1	14,139,187	△0.6
11月	13,290	△5.4	15,047,432	△0.4
12月	12,743	△7.4	13,863,244	△0.2
平成26年1月	11,041	△8.0	14,932,619	△0.0
2月	10,861	△11.6	13,810,517	0.6
3月	13,631	△10.5	14,944,555	△0.7
4月	12,498	△5.7	13,730,353	0.7
5月	21,083	△1.6	14,677,799	△0.7
6月	26,697	0.4	14,221,320	3.4
7月	20,274	△7.2	15,584,139	0.8
8月	11,415	△3.4	14,042,383	0.4
9月	11,693	△3.2	15,159,872	1.1
10月	11,398	△3.0	14,092,479	△0.3
11月	12,976	△2.4	14,776,625	△1.8
12月	12,778	0.3	13,935,699	0.5
平成27年1月	11,491	4.1	14,854,364	△0.5
2月	11,243	3.5	13,694,053	△0.8
3月	14,619	7.2	14,944,656	0.0
4月	12,973	3.8	13,517,002	△1.6
5月	20,114	△4.6	14,336,259	△2.3
6月	26,540	△0.6	14,089,596	△0.9
7月	21,490	6.0	15,549,084	△0.2
8月	12,145	6.4	13,922,793	△0.9

近年の雇用保険部会報告書（高年齢者関係）

雇用保険部会報告書（平成24年1月6日）

- マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。
- 高年齢雇用継続給付については、平成19年1月9日の雇用保険部会報告において、「原則として平成24年度までの措置」とすべきとされたが、平成21年12月28日の雇用保険部会報告においては、「60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方をあらためて検討すべき」とされた。
- 高年齢雇用継続給付については、制度の存在意義を問う意見がある一方で、制度の拡充等を図るべきという意見もある。
高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の義務年齢が平成25年度に65歳まで引き上げられるが、高年齢雇用継続給付は、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているのが現状である。
- こうした現状を踏まえ、雇用と年金の接続に資する観点も考慮し、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきである。

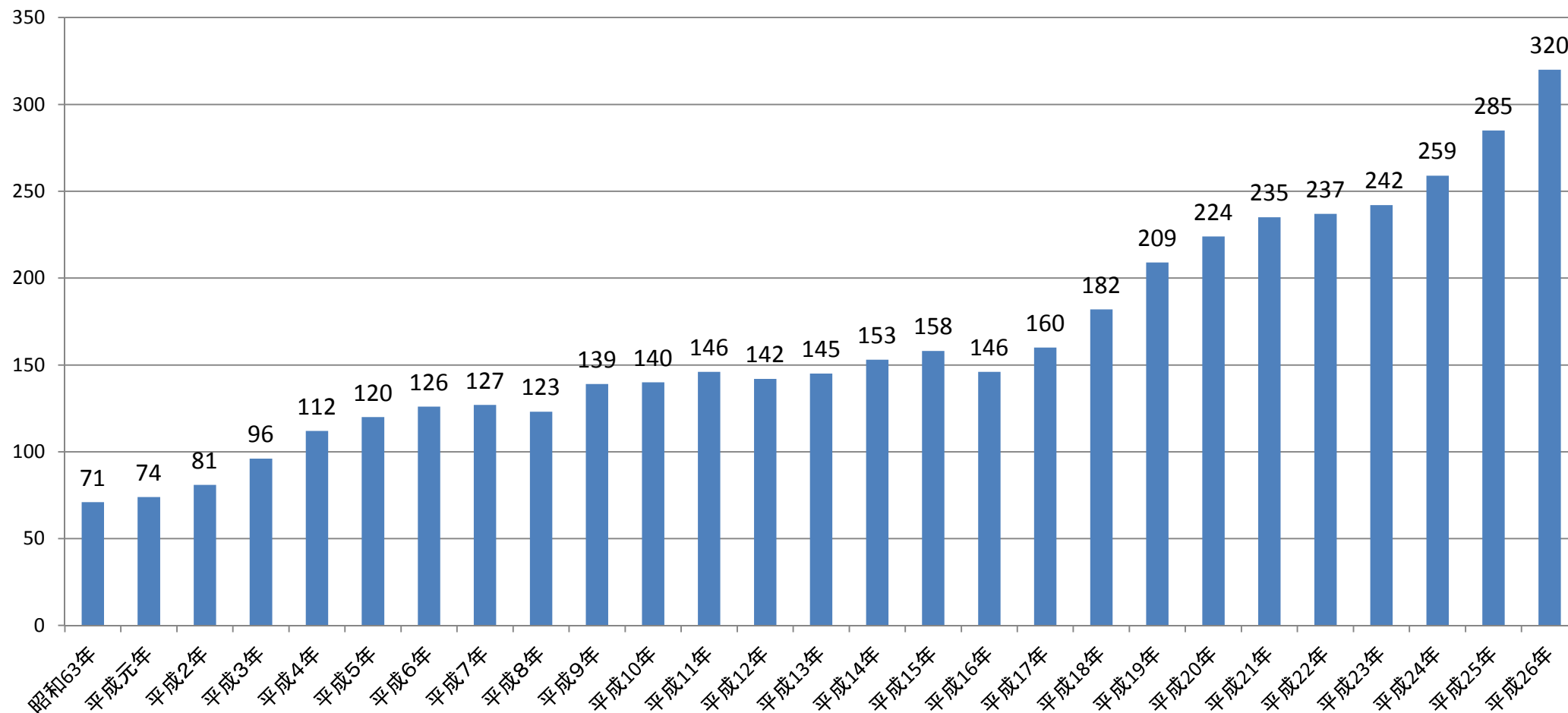
雇用保険部会報告書（平成25年12月26日）

- 高年齢雇用継続給付及び65歳以上への対処については、今後の高齢者雇用の動向や社会経済情勢等を勘案しつつ、引き続き中長期的な観点から議論していくべきである。

65歳以上の雇用者数の推移

○ 65歳以上の雇用者数は増加傾向(昭和63年 71万人 → 平成26年 320万人)にある。

(万人)



注1) 平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」より作成。

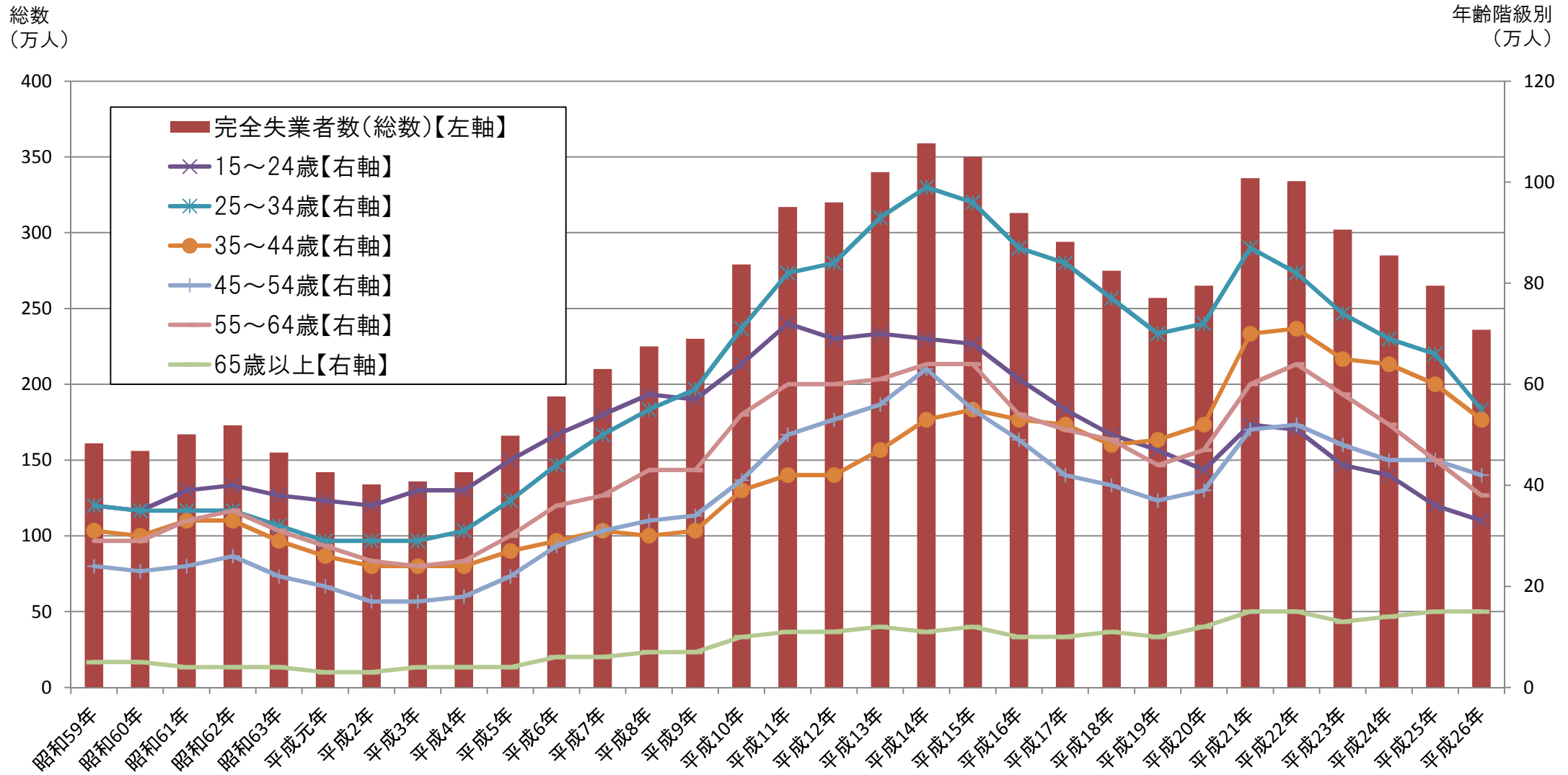
注2) 雇用者数は、役員を除く雇用者数である。

注3) 平成17～22年については、平成24年以降の結果と接続させるため、時系列接続用数値を使用している。

注4) 平成23年は補完推計値である。

年齢階級別完全失業者数の推移

○ 完全失業者(総数)は近年減少傾向にあるものの、65歳以上の完全失業者は減少傾向にない。

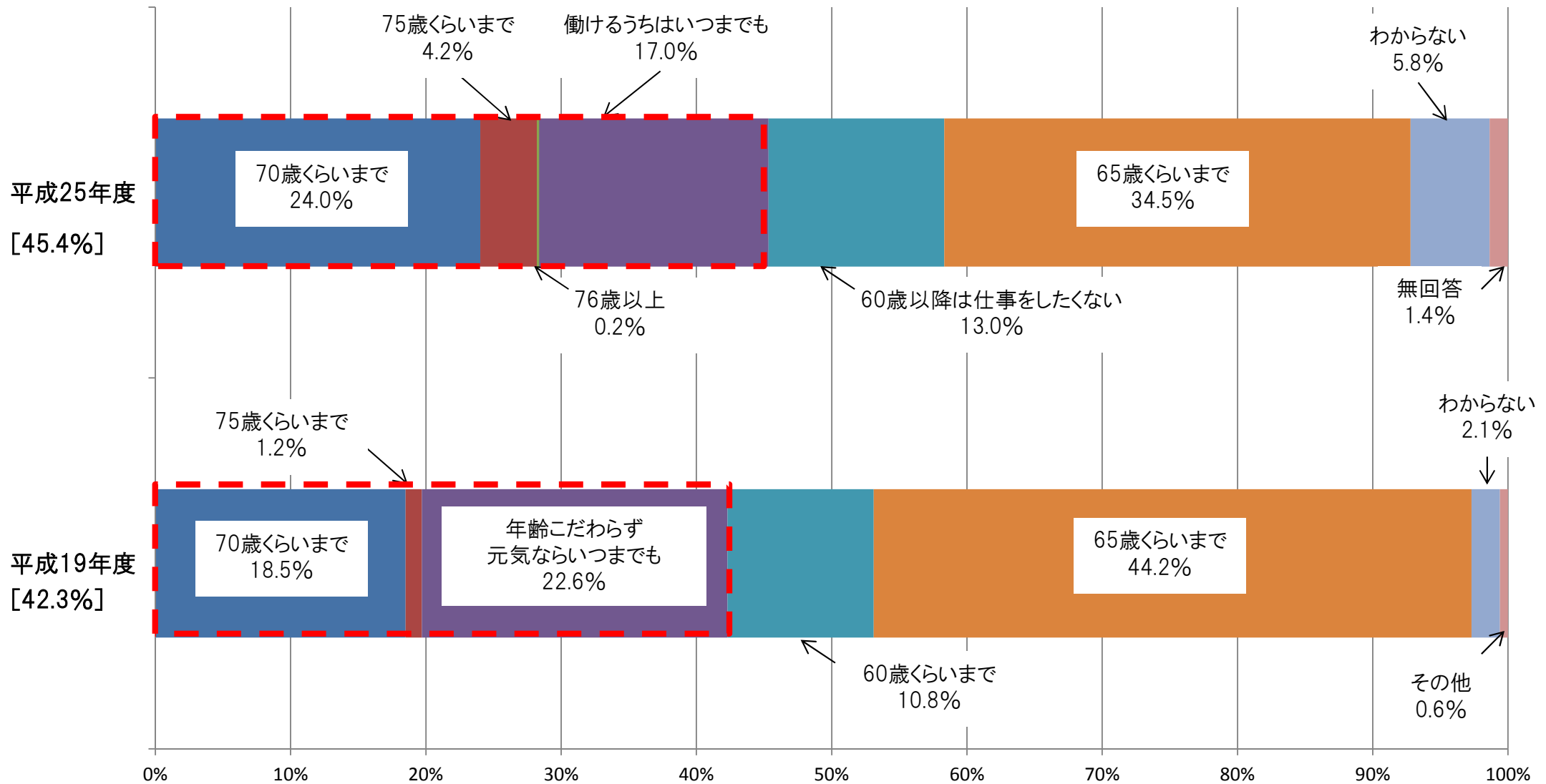


注1) 「労働力調査基本集計」より作成。

注2) 平成17~22年については、平成24年以降の結果と接続させるため、時系列接続用数値を使用している。

注3) 平成23年は補完推計値である。

高齢者の就労希望年齢について



- 注1) 内閣府「平成19年度中高年者の高齢期への備えに関する調査」、「平成25年度 高齢期に向けた「備え」に関する意識調査」より作成。
- 注2) 平成19年度の調査対象者は55～64歳、平成25年度の調査対象者は35～64歳である為、平成25年度の数値については、年齢区分別の結果から55～64歳の数値を算出した。
- 注3) 平成19年度の調査は「一般論として何歳くらいまで収入のある仕事をするのがよいと思うか」尋ねたもの、平成25年の調査は「現在仕事をしているかどうかにかかわらず、60歳以降に収入を伴う仕事をしたいか」尋ねたものである。
- 注4) []は65歳を超えて働きたいと回答した人の割合。

高齢者の求職・就職状況

○ 65歳以上の新規求職者数、就職件数等は増加傾向にある。

【65歳以上】

	新規求職者数	就職件数	就職率	高年齢求職者 給付金受給者数	離職者数
平成2年	82,941人	8,560人	10.3%	54,530人	112.7千人
平成7年	173,726人	10,854人	6.2%	118,999人	279.5千人
平成12年	192,584人	13,198人	6.9%	128,559人	243.6千人
平成17年	191,943人	22,752人	11.9%	107,855人	280.0千人
平成22年	308,568人	37,214人	12.1%	151,374人	360.9千人
平成26年	418,915人	70,977人	16.9%	215,004人	553.5千人

【60歳以上65歳未満】

	新規求職者数	就職件数	就職率	基本手当 初回受給者数	離職者数
平成2年	268,629人	49,394人	18.4%	—	297.3千人
平成7年	495,695人	63,793人	12.9%	—	490.2千人
平成12年	543,906人	76,884人	14.1%	352,794人	601.8千人
平成17年	449,995人	99,431人	22.1%	205,854人	602.8千人
平成22年	646,411人	137,355人	21.2%	258,727人	711.4千人
平成26年	468,315人	137,381人	29.3%	208,373人	752.5千人

注1) 「職業安定業務統計」、「雇用保険事業年報」、「雇用動向調査」(厚生労働省)より作成。

注2) 新規求職者数、就職件数は、パートタイム含む常用のもの。

注3) 就職率 = 就職件数 ÷ 新規求職者数 × 100

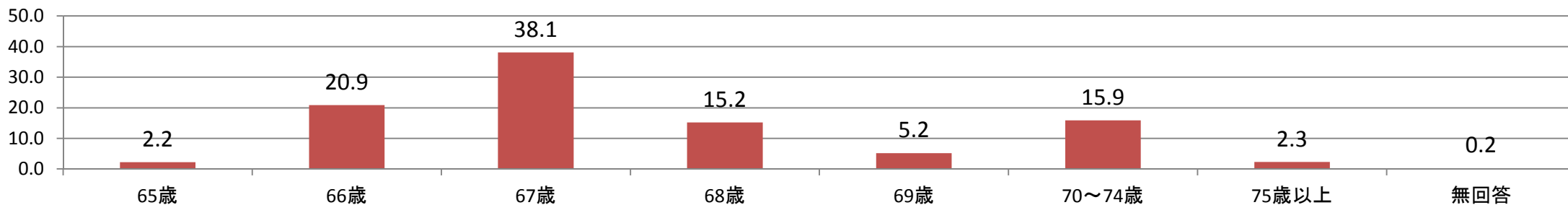
高年齢求職者給付金の受給者について①

(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

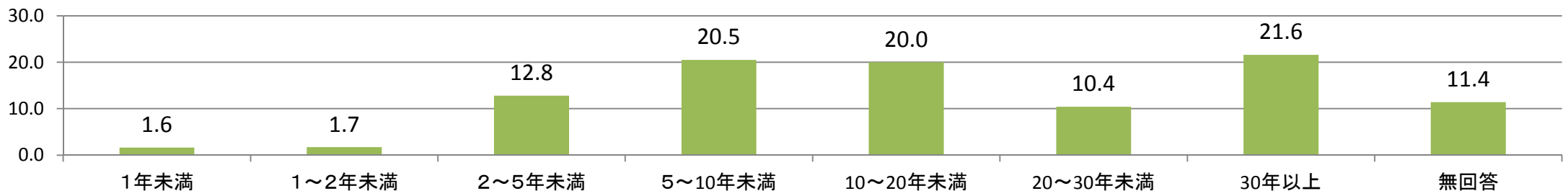
○ 公共職業安定所において、平成25年度に高年齢求職者給付金を受給した65歳以上の者のうち6,000人を対象とし、平成27年7月に調査を実施 (n=2,560人 回収率42.7%)。公共職業安定所により調査対象者宛に調査表を送付し、平成27年7月末までに回答があったものを集計したもの。

【年齢】

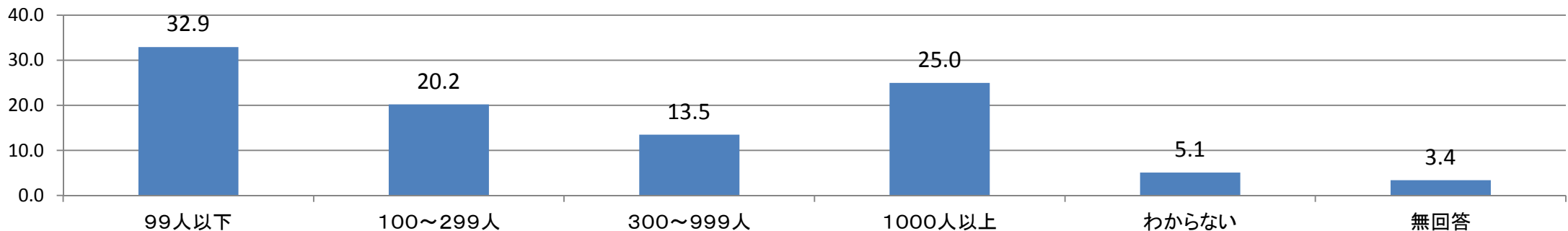
単位：%



【65歳到達時に雇用されていた事業所における勤続期間】



【65歳到達時に雇用されていた事業所の規模】



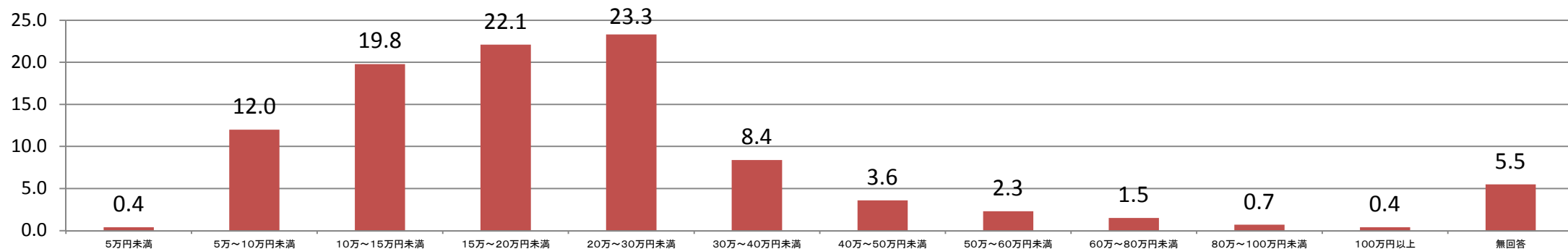
注) n = 2,560人

高年齢求職者給付金の受給者について②

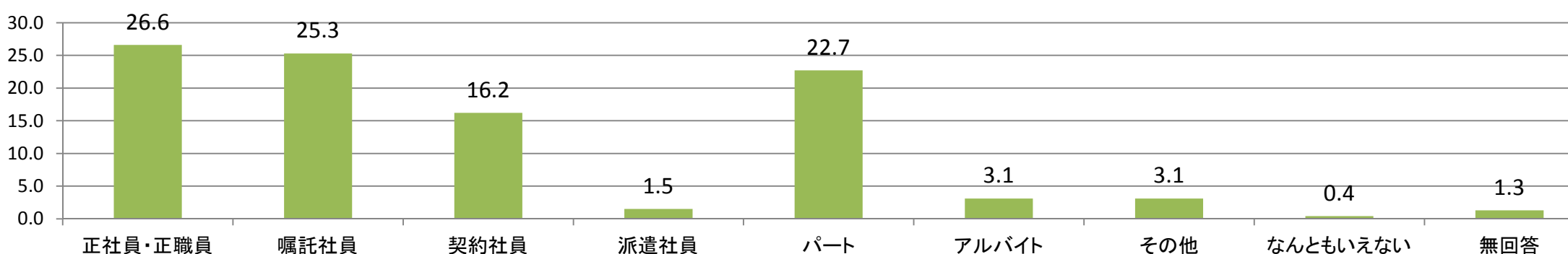
(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

単位：%

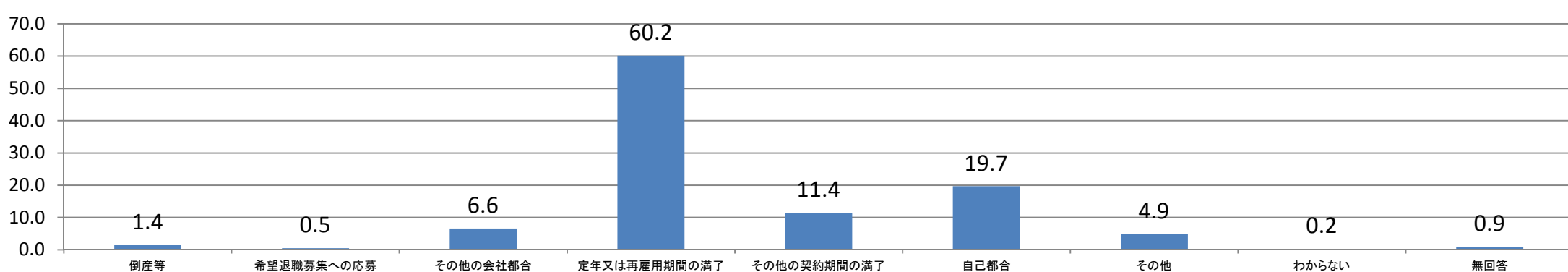
【離職直前の賃金月額（支給総額）】



【離職前の雇用形態】



【離職理由（複数回答可）】



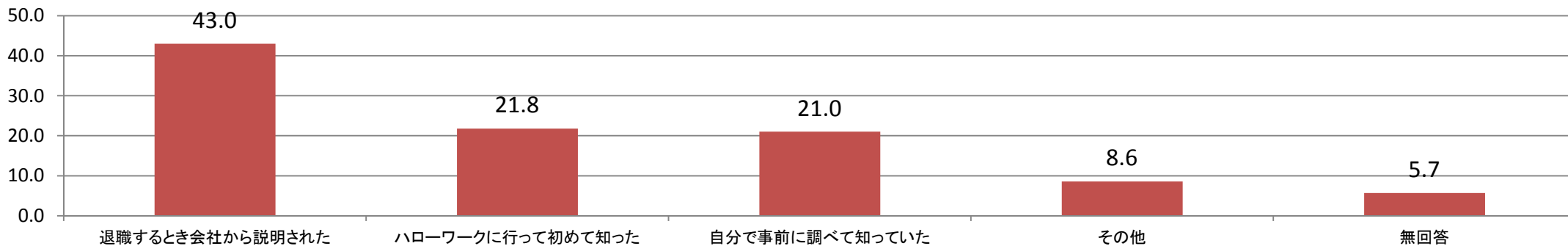
注) n = 2,560人

高年齢求職者給付金の受給者について③

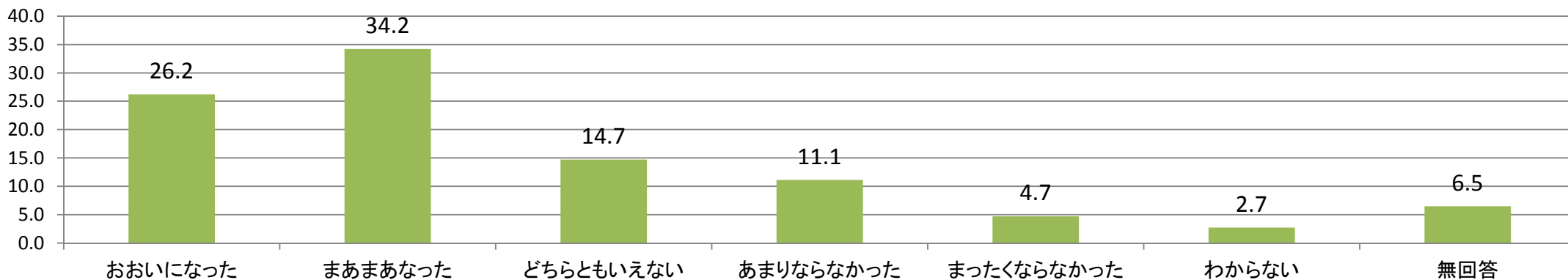
(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

【高年齢求職者給付金を知ったきっかけ】

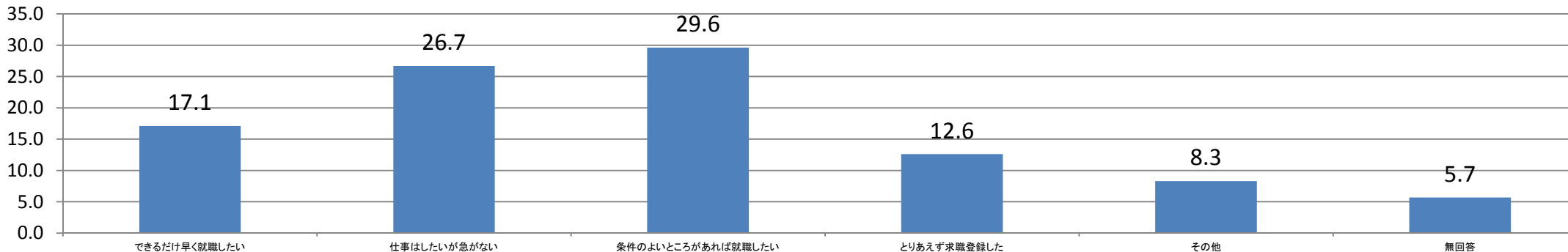
単位：%



【給付金が求職期間中の生活の助けになったか】



【仕事に就くことへの考え方】



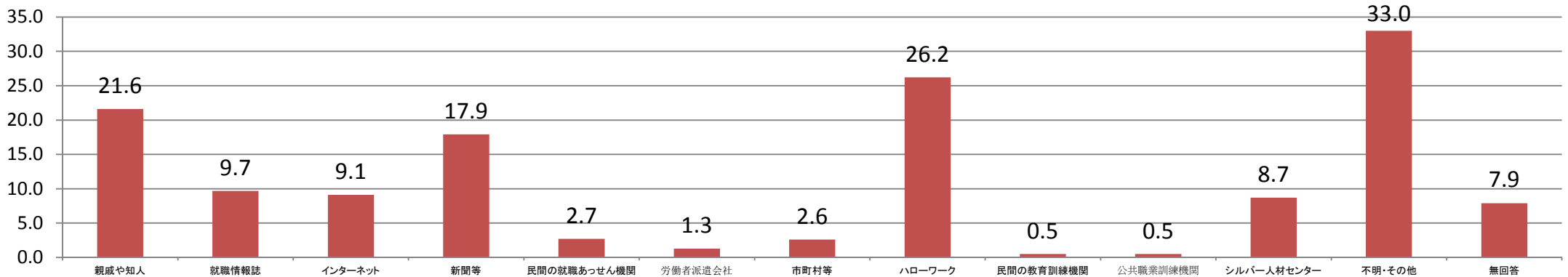
注) n = 2,560人

高齢求職者給付金受給者の求職活動について①

(「高齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

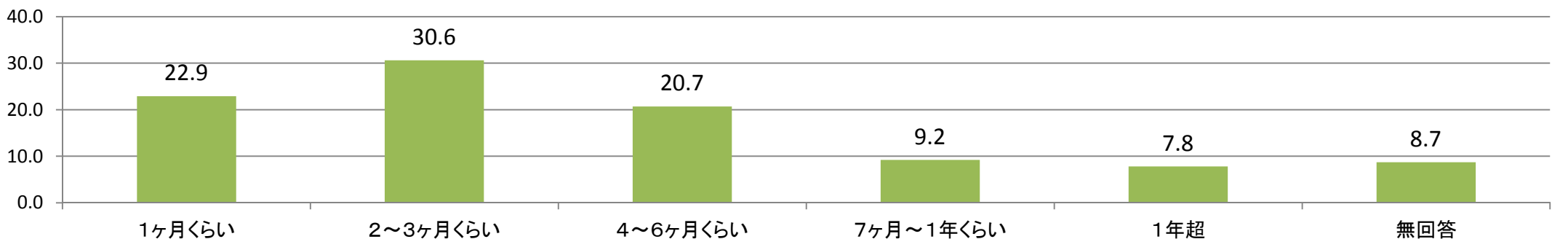
単位：%

【求職期間中に利用した機関・媒体（複数回答可）】

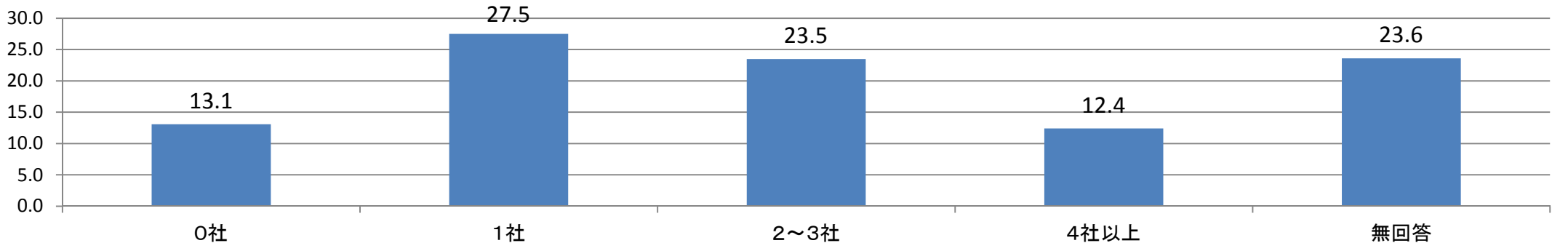


注1) n=2,560人

【給付金受給後の求職期間】



【応募した会社数】



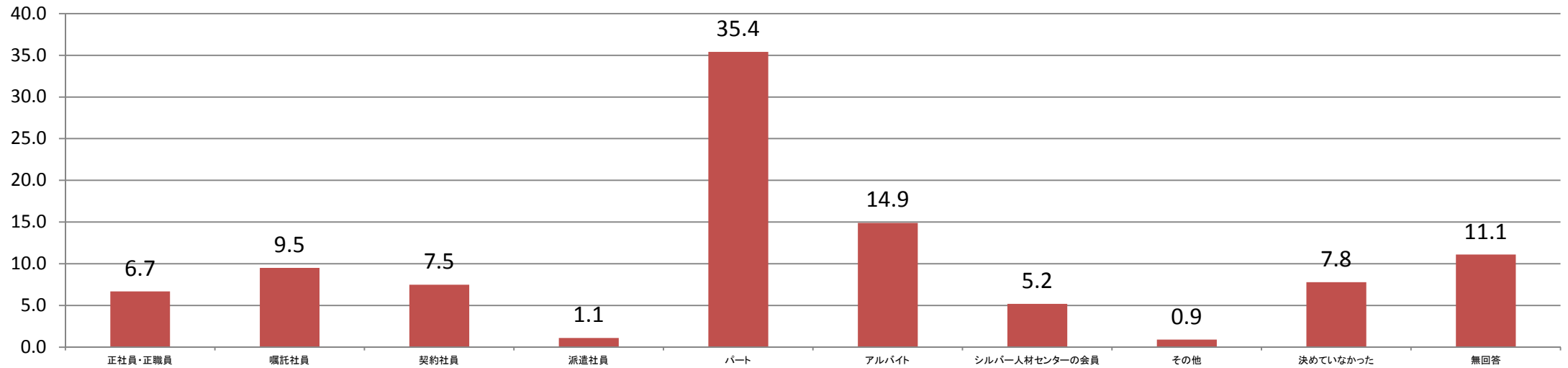
注2) n=1,514人

高年齢求職者給付金受給者の求職活動について②

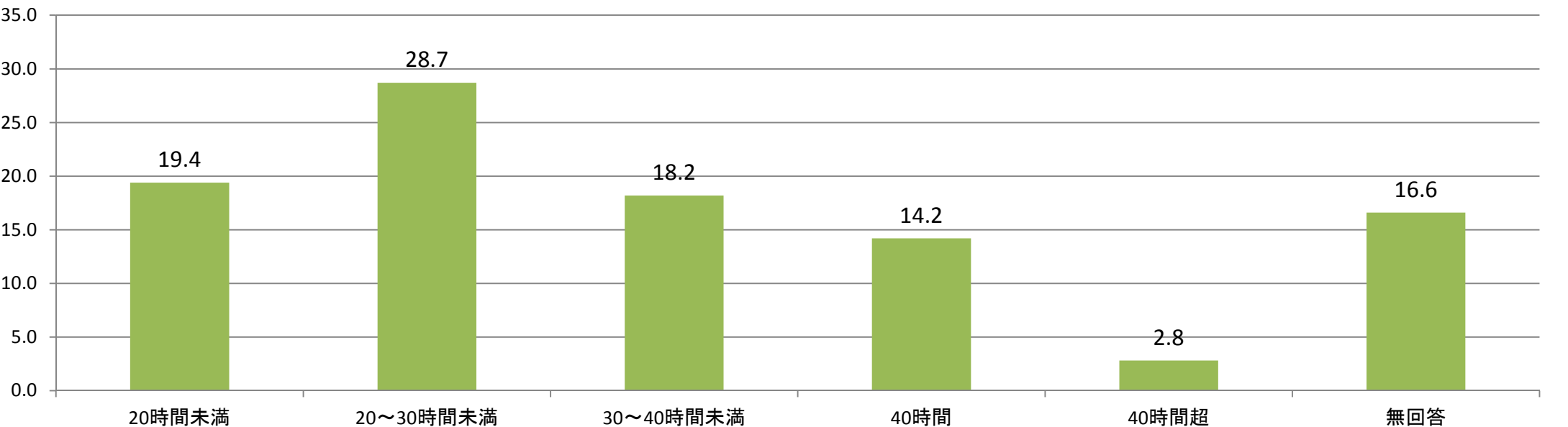
(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

単位：%

【希望する雇用形態】



【希望する1週間の所定労働時間】



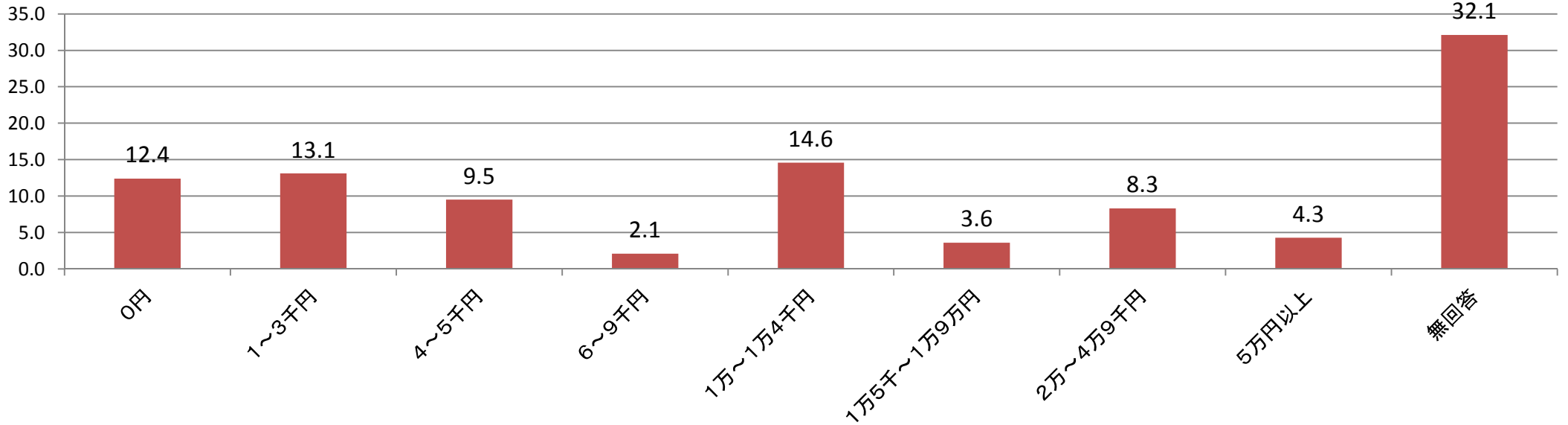
注) n = 1,514人

高年齢求職者給付金受給者の求職活動について③

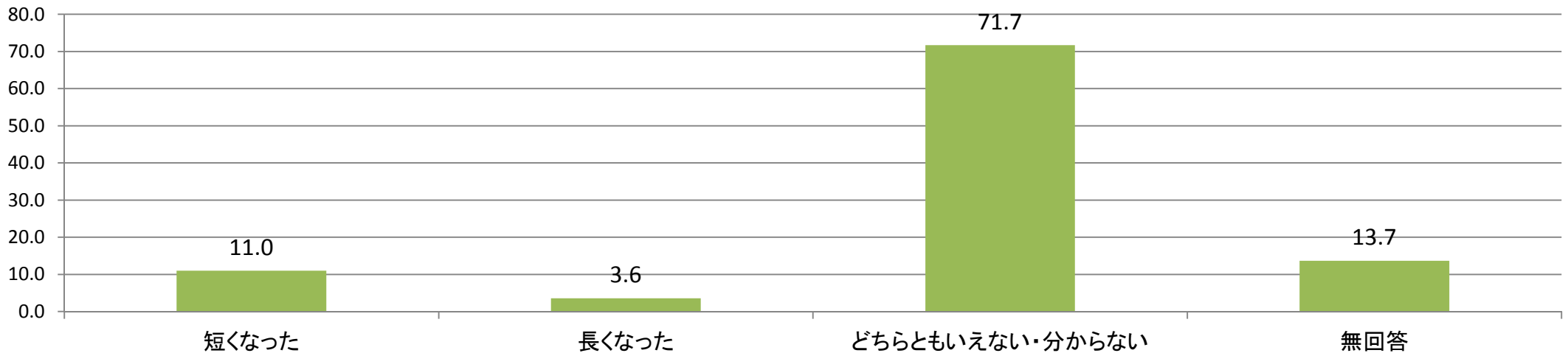
(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

単位：%

【求職活動のために要した費用（交通費等の実費）はいくらくらいか】



【給付金を受給したことにより、求職期間がどうなったか】



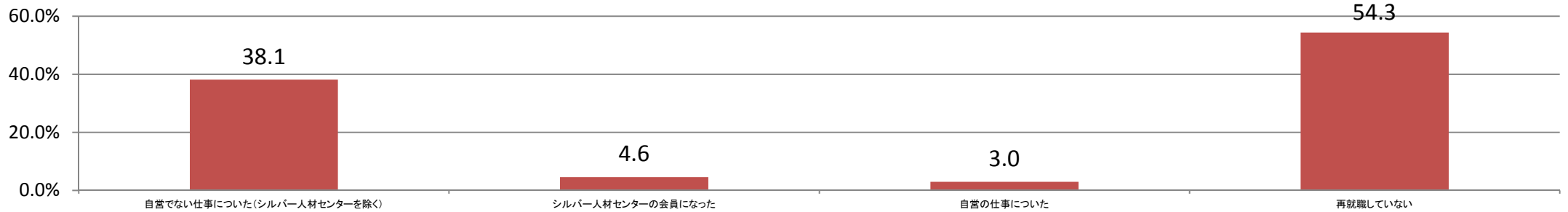
注) n=1,514人

高年齢求職者給付金受給者の再就職状況について①

(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

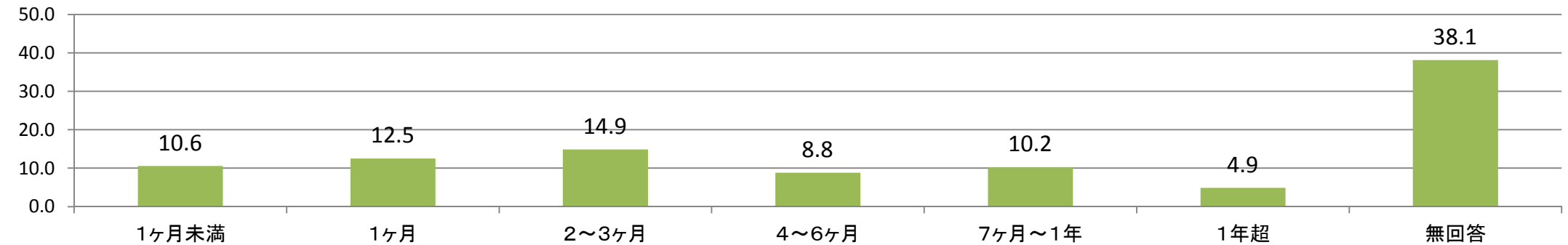
単位：%

【再就職の状況】

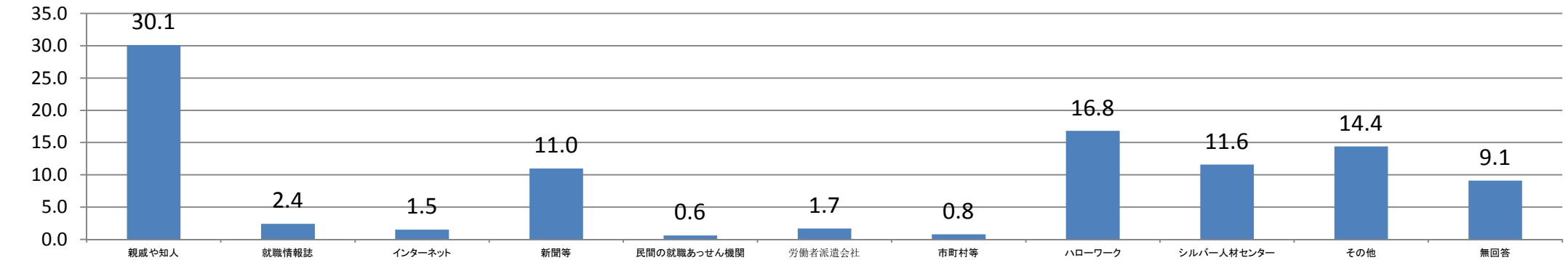


注1) n=2,560人

【再就職するまでの期間】



【再就職の就職経路】



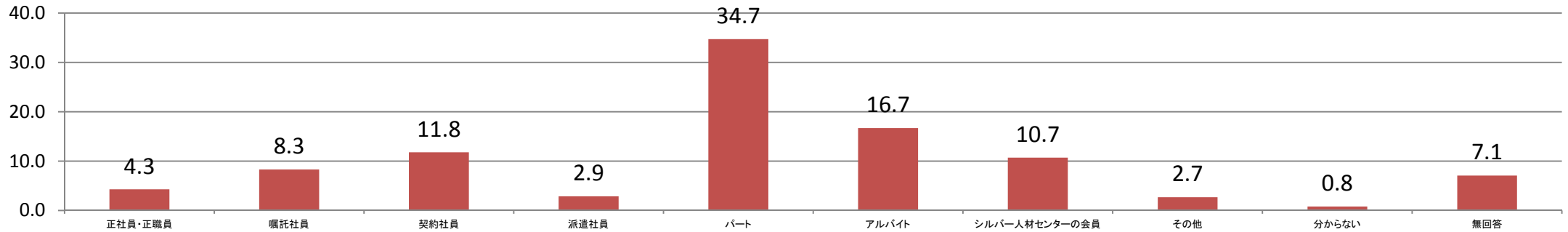
注2) n=1,093人

高年齢求職者給付金受給者の再就職状況について②

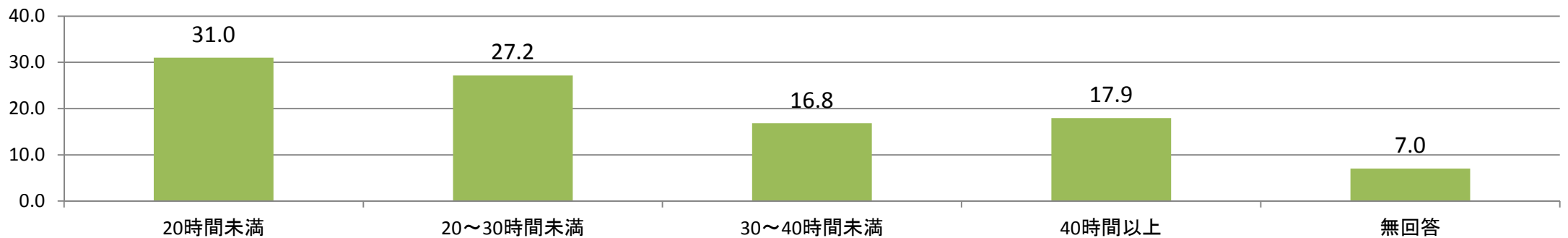
(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

単位：%

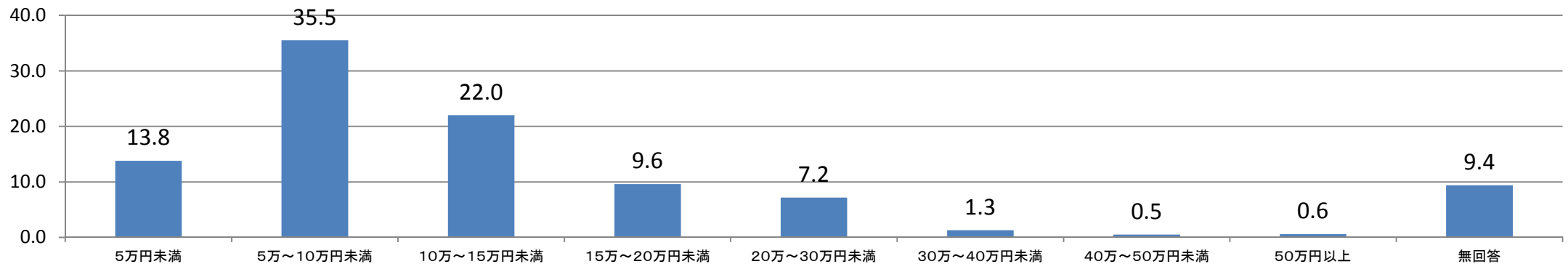
【再就職先での雇用形態】



【再就職先での1週間の所定労働時間について】



【再就職先での賃金月額について】



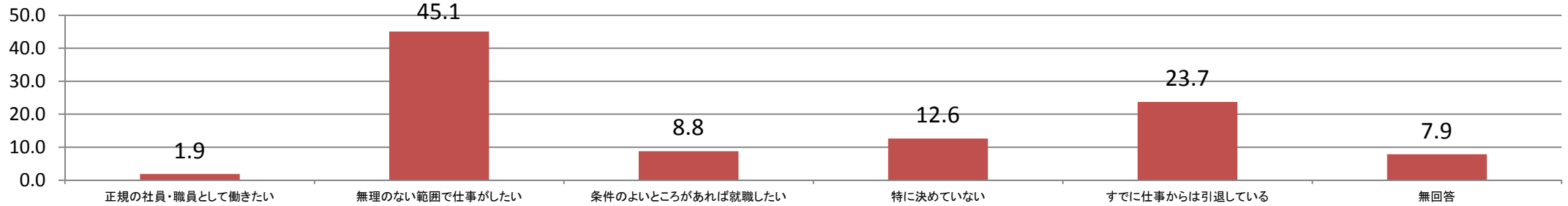
注) n = 1,093人

今後の就労希望・引退時期・給付金の金額について

(「高年齢求職者給付金に関するアンケート調査」(厚生労働省職業安定局雇用保険課実施))

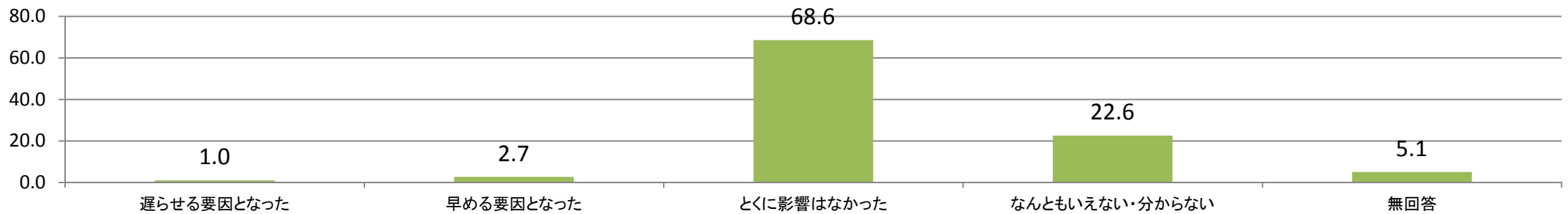
単位：%

【(自営の仕事に就いた方以外の) 今後の就労希望について】



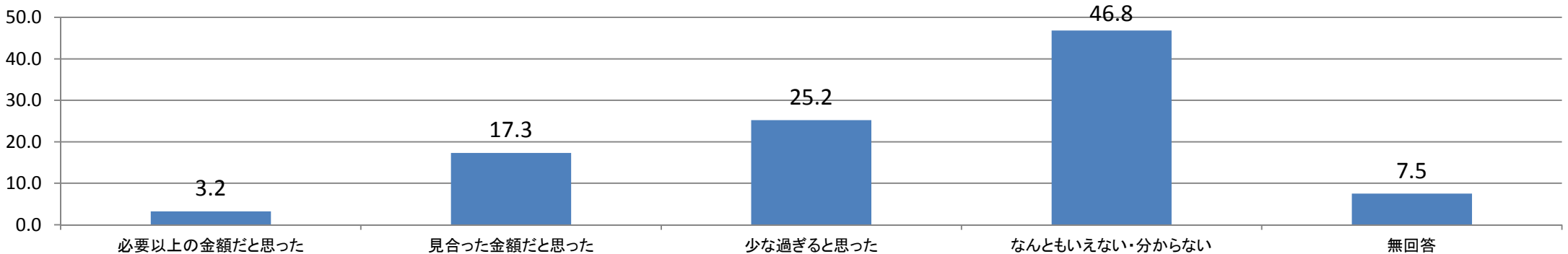
注1) n=2,484人

【(既に引退された方が) 給付金を受けたことで引退時期に変化があったか】



注2) n=589人

【就職活動の費用からみて、給付金の給付金額についてどう思うか】



注3) n=2,560人

65歳以上の者の再就職状況

—高年齢求職者給付金に関するアンケート調査と雇用動向調査との比較—

【高年齢求職者給付受給者の再就職率】

再就職率	うちシルバーの会員 及び自営の仕事以外	うちシルバー人材 センターの会員	うち自営の仕事
42.7% (1,093人)	38.1% (976人)	4.6% (117人)	3.0% (76人)

注1) 平成25年度に高年齢求職者給付金を受給した65歳以上の者のうち、6,000人を対象に調査したもの。
回答者数 2,560人 回答率 42.7% 【参考】平成25年度 高年齢求職者給付 受給資格決定件数 222,823件

【65歳以上の常用労働者の再就職率】

再就職率 (②/①×100)	65歳以上の離職者数 (①)	65歳以上の転職入職者 (②)
31.7%	480.9千人	152.3千人

- 注2) 雇用動向調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）より、雇用保険課にて作成。離職者は平成25年、転職入職者は平成26年の数値。
- 注3) 離職者とは、常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者をいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。
- 注4) 常用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。
 (1)期間を定めずに雇われている者
 (2)1か月を超える期間を定めて雇われている者
 (3)1か月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者
- 注5) 転職入職者とは、入職者のうち、入職前1年間に就業経験のある者をいう。ただし、「内職」や1か月未満の就業は含まない。

65歳以上の者の再就職状況

—高年齢求職者給付金受給者(65歳以上)と基本手当受給者(65歳未満)との比較—

【高年齢求職者給付受給者（65歳以上）の再就職率】

再就職率	うち 所定労働時間が20時間以上の職に就いた率
42.7% (1,093人)	27.3% (677人)

注1) 平成25年度に高年齢求職者給付金を受給した65歳以上の者のうち、6,000人を対象に調査したもの。
回答者数 2,560人 回答率 42.7% 【参考】平成25年度 高年齢求職者給付 受給資格決定件数 222,823件

注2) 所定労働時間が20時間以上の職に就いた率を算出するに当たって、所定労働時間不明(77人)を除いている。

【基本手当受給者（65歳未満）の再就職率】

年齢計	30歳未満	30歳以上34歳未満	35歳以上45歳未満	45歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満
62.6%	69.9%	65.8%	72.2%	64.1%	29.0%

注3) 平成25年度に基本手当の受給資格決定をした者について、平成27年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

注4) 再就職率 = 再就職者数 / 受給資格決定件数 × 100

注5) 再就職者数は、受給資格の決定後、新たに雇用保険の被保険者となった者（ただし、再就職時に65歳以上であるなど雇用保険の適用除外となる者のうち、基本手当の受給中に公共職業安定所に就職申告した者を含む）を計上している。そのため、基本手当受給者のうち65歳以上で再就職した者については再就職率に含まれていない。

論 点

- 昭和59年に、65歳以上の高齢者については、労働生活から引退する者が大半であり、就業を希望する場合でも短時間就労や任意就業等の形態の就業を希望する者が半数以上を占め、特に、65歳以降新たにフルタイムの普通勤務に就き、その後、離職して再びフルタイムの雇用に就くための求職活動を行う例は極めて少ないという実態に即し、適用除外とされたが、これまでの雇用保険制度の改正や、高年齢者雇用の状況の変化に伴い、この取扱いをどう考えるか。